

コーポレートガバナンス・コードに関するフォローアップ 会議の設置・開催

平成27年6月1日に東京証券取引所により制定されたコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」といいます。）について、同年9月24日に第一回目のフォローアップ会議が開かれ、これまでに更に2度の会議が開かれました。今後も定期的にコードの実施状況と課題等について議論を継続していくこととなります。本ブリーフィングは、初めにコードの概要と既に導入されている公表義務等について簡単に触れた上で、新たに設置されたフォローアップ会議の位置づけ等について、簡単な説明を加えるものです。

コーポレートガバナンス・コードと公表義務等の概要

概要

日本の企業における実効的なコーポレートガバナンスの実現を図るため、平成27年3月5日、東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定にかかる有識者会議」において、コーポレートガバナンス・コードの原案が策定されました。これに基づき、東京証券取引所は、同年6月1日、コードを制定しました¹。

コードは東京証券取引所における上場会社に適用され、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求めるものです（コンプライ・オア・エクスプレイン・アプローチ）。また、コードには詳細な準則が定められていないことから、上場会社はコードの趣旨・精神に則した具体的な行動を、自ら考えて実行することが期待されています（プリンシプルベース・アプローチ）。

ガバナンス報告書：コードの原則を実施しない場合の理由の記載等

上場会社は、コードの各原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を東京証券取引所に提出するガバナンス報告書において説明するものとされています²。加えて、コードによって開示が要求される一定の事項については、ガバナンス報告書の該当箇所又は有価証券報告書その他広く一般に公表される方法により開示することが期待されています。また、ガバナンス報告書の理由の記載欄及びコードに基づく開示の記載欄の記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく記載を更新することが求められます³。このように提出又は変更されたガバナンス報告書は、東京証券取引所により公表されるため、投資家からのフィードバックを踏まえ、随時見直しを行うことが期待されています。

¹ コードにおいては、(1) 株主の権利・平等性の確保、(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働、(3) 適切な情報開示と透明性の確保、(4) 取締役会等の責務、及び、(5) 株主の対話が基本原則として定められ、その他上場会社が遵守することが期待される諸原則が定められています。

² 本則市場（東証第一部及び東証第二部）の上場会社は、基本原則、原則及び補充原則のいずれも遵守することが求められ、マザーズ及びJASDAQの上場会社は基本原則のみが対象となります。上記の区分に応じ、適用ある各原則につき「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となり、これを怠った場合、論理的には実効性確保措置（特設注意市場銘柄の指定等）の対象となるものとされています。

³ 定時総会ごとの開示のほか、任意に、変更の都度遅滞なく記載を更新することも可能とされています。

フォローアップ会議

金融庁及び東京証券取引所は、上記のような開示・公表義務を課すだけでなく、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、必要な施策を議論・提言する目的で「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置しました。平成 27 年 9 月 24 日に初回の会議が開催され、そこではコーポレートガバナンス・コードへの対応状況が統計的な資料に基づき詳細に報告され、その上で、有識者による多種多様な見解を踏まえつつ、今後の課題等について議論がなされました。フォローアップ会議の具体的な目標や、開催を終了する目途については、現段階では明らかにされておりませんが、当面、月 1 回程度の頻度で開催することを予定されており、今後も、当該会議を通じて、コードに関する各企業の取り組みが注視されていくものと思われれます。

コードのもととなった、コーポレートガバナンス・コードの原案の見直しについては、その時期や方法について特段の言及はなされていませんが、定期的に見直しの検討に付されることとされています。各社の対応状況や関連法令の改正等を総合的に勘案した上で見直しが柔軟に実施されることが望ましいという指摘もあり、フォローアップ会議での議論や出席した有識者の意見を踏まえ、より実態に即した制度とするため、今後活発に議論されることが予想されます。

なお、金融庁は、今後の会合において議論・検証されるべきと考えられる事項、その他コーポレートガバナンスの更なる充実等に関し、広く公に意見を募集することとしており、初回の会議の同日より、意見の募集が開始されました（なお、英語による意見の提出も受け付けています。<http://www.fsa.go.jp/en/news/2015/20150924-1.html>）

お問い合わせ先

記事に関する詳細又はその他のお問い合わせは下記の者にご連絡ください。



神山達彦
(かみやまたつひこ)
パートナー

T: +(81 3) 5561 6395
E: tatsuhiko.kamiyama
@cliffordchance.com



茂木 諭
(もぎさとし)
カウンセラー

T: +(81 3) 5561 6295
E: satoshi.mogi
@cliffordchance.com



Yvonne Zhong
(イヴォン・ゾン)
アソシエイト

T: +(81 3) 5561 6413
E: yvonne.zhong
@cliffordchance.com



長江俊輔
(ながえしゅんすけ)
アソシエイト

T: +(81 3) 5561 6321
E: shunsuke.nagae
@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2015
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Jakarta* ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh ■ Rome ■ São Paulo ■ Seoul ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Linda Widyati & Partners in association with Clifford Chance.